

令和5年11月10日

保護者のみなさんへ

桑折町教育委員会教育長  
( 公 印 省 略 )

### 就学援助制度についてのお知らせ

桑折町では、小・中学校に通う児童生徒をお持ちで、経済的にお困りのご家庭を対象に、お子さんにかかる給食費や学用品費等の援助をおこなっています。

援助を希望される方は、次により申請をしてください。

#### ◎援助を受けられる方

町内に住所を有し、公立小学校及び中学校に在籍する児童生徒の保護者で、次の基準に該当し教育委員会で認定された世帯。

**判定にあたっては、住民票上の世帯ではなく、実際に同じ家に同居している方すべてを含んだ世帯で審査します。**

1. 生活保護を受けている。
2. 次のいずれかに該当し、前年所得が生活保護基準額の1.3倍以下の世帯。
  - ①生活保護法に基づき生活保護の停止または廃止になった。
  - ②町民税が非課税、または町民税、個人事業税、固定資産税のいずれかの減免を受けた。
  - ③国民年金の掛金の減免を受けている。
  - ④国民健康保険税の減免または徴収の猶予を受けている。
  - ⑤児童扶養手当を受けている。
  - ⑥上記①～⑤には該当しないが、経済的な理由により児童生徒が就学困難になる特別な事情がある。

#### 目安となる前年所得上限額（2022年中における世帯全員の所得の合計額）

世帯人員	世帯構成（例）	目安となる前年総所得上限額
2人世帯	父または母 35歳、子 10歳	約 179万円
3人世帯	父または母 35歳、子 13歳・10歳	約 246万円
	父母 35歳・35歳、子 11歳	約 215万円
4人世帯	父母 41歳・35歳、子 13歳・8歳	約 273万円
5人世帯	父母 41歳・35歳、子 14歳・7歳・4歳	約 306万円
6人世帯	父母 41歳・35歳、子 13歳・8歳、祖父母 65歳・60歳	約 362万円

※年間総所得額とは、収入が給与収入のみで年末調整を行っている方は「令和4年分給与所得の源泉徴収票」の「給与所得控除後の金額」を、所得税の確定申告書を提出した方は「令和4年分所得税の確定申告書」の「所得金額」欄の「合計」を、町が発行する「令和5年度（令和4年分）課税（非課税）証明書」は「合計所得金額」をご覧ください。

※年間総所得上限額は、世帯構成員の年齢等により上下しますので、目安としてご利用ください。（目安の上限額を超えても援助を受けられる場合や、それ以内であっても援助を受けられない場合があります。）

## ◎就学援助受給申請書の提出

1. 申請書に必要事項と申請理由を詳しく記入し押印の上、現在通っている学校等に提出してください。なお、令和5年1月1日以降に桑折町へ住所を移された方は、所得課税証明書等の添付書類が必要になります。
2. 申請書は世帯ごとに提出してください。ただし、幼稚園、小学校、中学校それぞれに通う児童生徒のいる家庭ではそれぞれに一通ずつ提出してください。
3. 申請書は幼稚園・小学校・中学校・教育委員会にあります。
4. 申請書の提出期限は11月24日(金)です。  
それ以降でも4月までに提出があれば、4月1日からの就学援助の認定は可能ですが、その場合決定通知と支給時期が遅くなる場合があります。
5. 年度毎の認定です。継続を希望する場合は、毎年学校を通して申請が必要になります。また、年度途中で申請された場合は申請書が教育委員会から到着した月からの認定となり、支給額も期間に応じて減額されます。

## ◎認定について

教育委員会では、申請書が提出されると、課税状況、家庭の事情等を審査し、認定の判定をおこないます。

審査にあたっては、各地区の民生委員さんの訪問等により各家庭の状況を詳しくお聞きいたします。(訪問にあたり対象者へ電話等で連絡をする場合があります。)

## ◎援助費の支給方法

認定された児童生徒の保護者に対し、給食費・学用品費等の年額を学期ごとに3回に分けて支給します。

なお、入学準備金にあたる「新入学児童生徒学用品費」(新小学校1年、新中学校1年)については、入学前の3月に支給します。

受給方法については、申請の際に、口座振替か現金受取かを選択してください。

## ◎援助対象費目

裏面のとおり

## ◎その他

申請するにあたり、不明な点等ありましたら、下記までご連絡ください。

特別支援教育学級在籍の児童生徒を対象とした『特別支援就学奨励費』については、

**令和6年6月頃お知らせいたします**ので、今回この様式を提出する必要はありません。

◎援助対象費目（この援助額は令和5年度のもので、令和6年度には援助費が変更になることもあります。）

費目	説明	対象者	援助額		備考
			小学校	中学校	
学用品費	ノート、筆記用具、副読本、体育用靴など学用品の購入費	全学年	11,630 円	22,730 円	※左の額を7月、12月、3月の3回に分けて支給。
通学用品費	通学用靴、上履き、雨がさ、帽子など通学用品の購入費	第1学年以外の学年	2,270 円	2,270 円	※中途申請の方は、認定日に応じて左の額を月割りで支給。
新入学児童生徒学用品費	ランドセル、カバン、通学洋服など新入学時の学用品・通学用品の購入費	第1学年	54,060 円	63,000 円	※原則として入学する年の3月に支給。 ※認定日が4月1日の方のみ対象。
校外活動費（宿泊なし）	学校行事として行われる校外活動における交通費・見学科	参加者	実費 (上限 1,600 円)	実費 (上限 2,310 円)	※実際に参加した校外活動が対象。
校外活動費（宿泊あり）	学校行事として行われる宿泊を伴う校外活動（修学旅行を除く）における交通費・見学科	参加者	実費 (上限 3,690 円)	実費 (上限 6,210 円)	※実際に参加した校外活動が対象。
体育実技用具費（柔道）	学校の武道授業における柔道着購入費	中学校購入者		実費 (上限 7,650 円)	※実際に購入した経費が対象 (上限あり)
修学旅行費	修学旅行における交通費、宿泊費、見学科などの定められた経費	参加者	実費全額 (共通の経費に限る)		※実際に参加した修学旅行が対象。
学校給食費	保護者が学校給食費として学校へ納入する額	全学年	実費全額 (行事や学級閉鎖など欠食分を除く)		※左の額を7月、12月、3月の3回に分けて支給。
スポーツ振興センター共済掛金	独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金（本人負担分）	全学年	実費全額		※原則として7月に支給。 ※認定日が4月1日の方のみ対象。
クラブ活動費	クラブ活動・部活動の参加に必要な用具等の購入やその他の経費	小学校第1～第3学年以外の学年	2,760 円	30,150 円	※原則として3月に支給。 ※中途申請の方は、認定日に応じて左の額を月割りで支給。
生徒会費	児童会費・生徒会費・学年費・学級費として実際に支払う額	全学年	実費 (上限 4,650 円)	実費 (上限 5,550 円)	※原則として3月に支給。 ※実支払額を支給。(上限あり)
P T A会費	P T A活動に必要な経費として実際に支払う額	全学年	実費 (上限 3,450 円)	実費 (上限 4,260 円)	※原則として3月に支給。 ※実支払額を支給。(上限あり) ※世帯ごとに支給。
卒業アルバム代等	卒業アルバム及び卒業記念写真またはそれに伴う経費	小学校6学年 中学校3学年	実費 (上限 11,000 円)	実費 (上限 8,800 円)	※原則として3月に支給。 ※実支払額を支給。(上限あり)
オンライン学習通信費	学校が行うICT教育やオンライン学習に必要な経費	全学年	実費 (上限 14,000 円)		※原則として3月に支給。 ※実支払額を支給。(上限あり) ※世帯ごとに支給